

熊本県後期高齢者医療広域連合事務用パソコン等機器購入
入札説明書

令和元年 5 月

熊本県後期高齢者医療広域連合

[目 次]

| | | |
|-----|-------------|----|
| I | 入札の全般に関する事項 | 1 |
| II | 入札書等作成要領 | 19 |
| III | 落札者決定基準 | 20 |
| IV | 物品購入契約書（案） | 21 |
| V | 一般競争入札心得 | 22 |

I 入札の全般に関する事項

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品 事務用デスクトップパソコン機器28台
- (2) 物品の内容
別紙「熊本県後期高齢者医療広域連合事務用パソコン仕様書」のとおり
- (3) 納入期間 契約締結日から令和元年8月5日(月)まで
- (4) 納入場所 初期設定を別に業務委託予定なので、後日指定する。

2 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 熊本県又は熊本市の競争入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者
- (4) 熊本県後期高齢者医療広域連合が行う契約等における暴力団等排除措置に関する事務取扱要領第2条第4号に規定する暴力団等又は第5号に規定する暴力団等関係者ではない者
- (5) 過去5年以内で官公庁にパソコン機器等を納入したことがある者

3 入札説明書の交付

入札説明書は、次のとおり交付する。なお、入札説明書については熊本県後期高齢者医療広域連合のホームページ(入札公告)よりダウンロードすることができる。

- (1) 交付期間
令和元年5月27日(月)から6月14日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土日は除く)
- (2) 交付場所
熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階
熊本県後期高齢者医療広域連合 総務課 企画財務班
電話番号 096-368-6511

4 入札参加申請書の提出等

入札参加希望者は、入札説明書の交付を受けた後、競争入札参加申請書及び添付資料(以下「申請書類」という。)を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書類を提出しない者、又は入札参加資格を有しないと認めら

れた者は、本業務の入札に参加することができない。

(1) 提出期間

令和元年5月27日(月)から6月14日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土日は除く)

(2) 提出場所

3(2)に同じ。

(3) 申請書類

- ①熊本県後期高齢者医療広域連合事務用パソコン等機器購入についての一般競争入札参加申請書(様式第1号)
- ②使用印鑑届(様式第2号)
- ③会社経歴書(様式第3号)
- ④代理人を選出する場合にあっては、委任状(様式第4号の1)
- ⑤過去5年以内で官公庁にパソコン機器等を納入したことを証明する契約書等の写し

(4) その他

申請書類について

- ①作成費用は入札参加希望者の負担とする。
- ②書類は返却しない。
- ③申請書類の提出は、提出場所へ期限内に持参又は郵送すること。

5 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を一般競争入札参加資格審査結果通知書(様式第5号)により通知する。
- (2) 入札参加資格審査結果の通知は、令和元年6月21日(金)までに郵送する。

6 入札説明会について

入札説明会は行わない。

7 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合は、質問書(様式第6号)により電子メールにて提出すること。なお、入札参加資格に関する問い合わせについては、3(2)の場所において、随時行っているため、質問書には記載しないこと。
- (2) 電子メールアドレスは、koukikoureisy@kumamoto-kouiki.jpとする。
- (3) 質問の受付は、令和元年5月27日(月)午前9時から6月7日(金)午後1時までとする。
- (4) 回答は、令和元年6月7日(金)午後5時までに電子メールにて行う。

8 入札執行手続き等

この入札は、一般競争入札によるため、本入札説明書に基づき入札書を提出すること。
なお、入札書の詳細な作成方法は、「Ⅱ 入札書等作成要領」による。

(1) 入札日

令和元年6月24日（月）午後2時

(2) 入札場所

熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階
熊本県後期高齢者医療広域連合会議室

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国の通貨に限る。

(4) 入札方法

入札書及び入札内訳書の持参による入札とする。

代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印を行い、代理人は委任状（様式第4号の2）を持参すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額にその金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額（消費税抜金額）を入札書に記載すること。

なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札をした者がいないときは、直ちにその場所において、1回に限り再度入札に付するものとする。

(5) 入札保証金

一般競争入札に参加しようとする者が熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則第4条第1項（別紙1）の規程に該当する場合は免除

(6) 契約保証金

広域連合と契約を締結しようとする者が熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則第28条第2項（別紙2）の規程に該当する場合は免除

(7) 入札の無効

期限までに入札参加申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本広域連合により入札参加資格のある旨が確認された者であっても、確認の後、入札時点において「2 入札参加者の資格に関する事項」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で、最低価格にて入札した者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きを行い落札者を決定する。

(9) 落札者が契約を締結しない場合の措置

落札者が契約を締結しないときには、次点となった入札者と契約の交渉を行うこととする。なお、次点者となる者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

(10) 入札者が1者の場合の取り扱い

入札者が1者であっても、2者以上の場合と同様に、本入札説明書に従って入札されており、かつ、入札金額が予定価格の制限の範囲内である場合には、落札者として決定する。

(11) 入札参加者の入札価格等の公表

入札参加者全ての商号及び入札価格は落札者決定後、本広域連合のホームページで公表する。

9 契約等に関する事項

落札者との契約については、「Ⅳ 物品購入契約書(案)」に基づき、落札後、熊本県後期高齢者医療広域連合が示す契約書をもって契約締結するものとする。

10 その他

(1) 入札は、「Ⅴ 一般競争入札心得」に基づき、実施するものとする。

(2) 入札参加申請書等の記載事項に変更があった場合は、記載事項変更届(様式第7号)により、遅滞なく、変更内容を証明できる書類を添えて、届けなければならない。

(3) 入札を辞退するときは、入札執行前までに入札辞退届(様式第8号)により届出なければならない。

11 入札書に関する事項

(1) 入札書の種類

入札にあたっては入札書(様式第9号)を使用すること。

なお、今回は入札内訳書(様式第9号の2)も同封すること。

(2) 入札書作成要領

詳細は、「Ⅱ 入札書等作成要領」による。

熊本県後期高齢者医療広域連合事務用パソコン仕様書

| 区 分 | 要 件 |
|----------------------|---|
| 型 | 省スペース型デスクトップパソコン (ノート型やディスプレイ一体型は不可) |
| メーカー | 本体は「富士通」又は「NEC」に限る。 ディスプレイ、キーボード、マウスは互換性があれば「富士通」又は「NEC」以外でも可。 |
| CPU | インテル® Core™ i5 以上 |
| メインメモリ | 4 GB以上 |
| ストレージ | 500GB以上内蔵 |
| ドライブ | DVDスーパーマルチドライブ |
| 基本OS | Microsoft Windows 10 Pro 64bit 日本語版 ※インストールされた状態であること |
| ディスプレイ | 17インチが望ましい (ステレオスピーカーを搭載していること) ※17インチが困難な場合は17~20インチで、バラバラでも可 |
| インターフェース | LANポート 1ポート以上 (無線LAN機能は不可) USB3.0以上が 4ポート以上 音声入出力 |
| 外部デバイス | テンキー付き日本語109キーボード 光学式マウス (共にUSB可) |
| ソフトウェア (アプリケーション) | Microsoft Office Home & Business 2016以上 ウィルス対策ソフトは別途対応するため導入しないこと。 ビジネス用途に適さない不要なアプリケーション等を導入しないこと。 |
| 保証、保守 | 標準保証(1年パーツ保証+1年引取修理) |
| その他 | メーカー既製品かつ新品であること。(自作、中古品は不可) 再セットアップ用媒体を付属していること。 導入するOS、ソフトウェア等及び付属媒体はすべて正規品であること。 |
| 参考商品 | 富士通 ESPRIMO D588/VW NEC Mate J タイプML MJM28/L-4 |
| 台数 | 28台(セット) |
| 納品場所 | 初期設定を別に業務委託予定なので、後日指定する。 (熊本市内を想定) |

熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則

第 1 章 総則

～途中抜粋～

(入札保証金)

第 4 条 契約担当者は、一般競争入札に付するときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に広域連合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であり、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則

第6章 契約の締結

～途中抜粋～

(契約保証金)

第28条 契約担当者は、広域連合と契約を締結しようとする者に契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額。以下この条において同じ。）の100分

の10以上の契約保証金を契約締結のときまでに納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に広域連合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と広域連合が工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上誠実に履行した者であり、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払い代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(様式第1号)

熊本県後期高齢者医療広域連合事務用パソコン等機器購入
についての一般競争入札参加申請書

令和元年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西一史様

(申請者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

熊本県後期高齢者医療広域連合事務用パソコン等機器購入についての一般競争入札に参加したく、関係書類を添えて申請します。

なお、申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定及び下記のいずれかに該当したときは、入札参加資格の取消しをされても何ら異議の申し立てをしません。

記

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 その他入札参加者としてふさわしくない行為のあった者

(様式第2号)

使用印鑑届

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西一史様

| 実印 | 使用印 |
|----|-----|
| | |

上記の印鑑は、熊本県後期高齢者医療広域連合事務用パソコン等機器購入について、次の行為に対し使用したいのでお届けします。

- 1 一般競争入札参加資格審査申請その他各種届け出をすること
- 2 見積又は入札すること
- 3 契約を締結すること
- 4 契約代金の請求及び受領すること
- 5 契約に関する各種証明をすること

令和元年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(様式第3号)

会社経歴書

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

設立年月日

資本金

総職員数

過去5年以内における官公庁におけるパソコン機器納入実績

| 官公庁名 | 納入日 | 納入物件、台数 | 納入金額(円) |
|------|-----|---------|---------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※主なもの3件(実績が3件未満の場合は、全件)を記載してください。

納入を証明する契約書等の写しを添付して下さい。

記入責任者

氏名

電話 ()

E-mailアドレス

審査結果の返送先

住所 〒

宛名

電話 ()

(様式第4号の1)

委任状

令和元年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西一史様

申請者 所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

熊本県後期高齢者医療広域連合事務用パソコン等機器購入に関し次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

代理人 事業所所在地

商号又は名称

職・氏名

印

記

(委任事項)

1. 一般競争入札参加資格審査申請その他各種届け出について。
2. 見積又は入札について。
3. 契約の締結について。
4. 契約代金の請求及び受領について。
5. 契約に関する各種証明事項について。

(様式第4号の2)

委任状

令和元年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西一史様

委任者 所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

熊本県後期高齢者医療広域連合事務用パソコン等機器購入の入札に関し次の者を代理人と定め、権限を委任します。

受理者 職名

氏名

印

(様式第5号)

一般競争入札参加資格審査結果通知書

令和元年 月 日

様

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西 一史

先に申請のあった一般競争入札の参加資格について、下記のとおり決定したので通知します。

記

| | |
|---------------|---|
| 申請のあった件名 | 熊本県後期高齢者医療広域連合事務用パソコン等機器購入についての一般競争入札参加申請 |
| 入札日時 | 令和元年6月24日(月)午後2時 |
| 入札執行場所 | 熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本市町村自治会館2階 熊本県後期高齢者医療広域連合会議室 |
| 入札参加資格の有無 | |
| 参加資格がないと認めた理由 | |

(様式第6号)

質 問 書

令和元年 月 日

導入物品 : 熊本県後期高齢者医療広域連合事務用パソコン等機器

商号又は名称

代表者職氏名

回答先のE-mailアドレス

| | |
|------------------|--|
| 質 問 事 項 | |
| 質 問 理 由 | |

(様式第7号)

記載事項変更届

令和元年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西一史様

所在地(住所)

商号又は名称

代表者職氏名

印

熊本県後期高齢者医療広域連合事務用パソコン等機器購入についての一般競争入札参加申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更したので届けます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 変更事項

2 変更前

3 変更後

4 変更年月日 令和元年 月 日

5 変更理由等

(様式第8号)

入 札 辞 退 届

令和元年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大 西 一 史 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の入札案件について、都合により入札参加を辞退します。

記

- 1 入 札 日 令和元年6月24日(月)
- 2 件 名 熊本県後期高齢者医療広域連合事務用パソコン等機器購入
- 3 辞退理由

(注意)

辞退届の提出により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。

(様式第9号)

入 札 書

令和元年6月24日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大 西 一 史 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人氏名

印

下記の金額で受託いたしたく、入札説明書等に掲げる事項について承諾のうえ、入札いたします。

記

件名：熊本県後期高齢者医療広域連合事務用パソコン等機器購入（28台分）

| | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | | | | | | | | | |

(注) 金額は28台分合計の契約希望金額の108分の100に相当する額である。

(いわゆる税抜き価格である。)

金額を訂正しないこと。

金額記載の文字はアラビア数字とし、金額の頭に¥記号をつけること。

再入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。

代理人をもって入札する場合は、当該代理人の氏名の記載及び押印を行うこと。

入札内訳書(様式第9号の2)を添付すること。

(様式第9号の2)

入 札 内 訳 書

| 品名 | メーカー | 型番 | 数量 | 単価 (税抜) | 合計価格 (税抜) |
|-------------------------|------|----|----|------------|--------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計額 (消費税抜き) ※入札額と一致すること | | | | | |

| |
|-------|
| <備考欄> |
|-------|

※入札内訳書は任意の様式でも可とする。

Ⅱ 入札書等作成要領

1 入札書の種類及び提出部数

入札書（様式第9号） 1部

入札内訳書（様式第9号の2） 1部（任意の様式でも可）

2 入札書の作成要領

（1）入札書の提出にあたっては、次のとおり行うこと。

①入札書に記名押印の上、申し込まなければならない。

②入札書に記載する日付は、入札の日とすること。

③入札書は入札内訳書を添付して封筒に入れ密封し、封筒表に「入札件名」を、封筒裏に「氏名」（法人の場合はその商号又は名称及び代表者職氏名）を記入し、裏面割印したものを提出すること。

（2）入札金額は、契約希望金額の108分の100に相当する額（いわゆる税抜き価格）であること。

（3）代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。また、代理人は委任状（様式第4号の2）を持参すること。

なお、入札者又はその代理人は入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

3 入札内訳書の作成要領

（1）内訳金額は、契約希望金額の108分の100に相当する額（いわゆる税抜き価格）であること。

（2）内訳の合計金額と入札金額が一致していること。

（3）入札内訳書は任意の様式でも可とする。

（4）入札内訳書は入札時に入札書と同封して提出すること。

Ⅲ 落札者決定基準

熊本県後期高齢者医療広域連合が発注する「熊本県後期高齢者医療広域連合事務用パソコン等機器購入」に係る落札者決定基準については、次に掲げる方法による。

落札者の決定方法については、5ページの「パソコン仕様書」の要件を満たした上で、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きを行い落札者を決定する。

なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札をした者がいないときは、直ちにその場所において、1回に限り再度入札に付するものとする。

IV 物品購入契約書 (案)

- 1 物品の名称 熊本県後期高齢者医療広域連合事務用パソコン等機器
- 2 履行場所 別記仕様書のとおり
- 3 規格形成 別記仕様書のとおり
- 4 数量 別記仕様書のとおり
- 5 契約金額 ¥ 円 (消費税及び地方消費税 円含む。)
- 6 履行期間 契約締結日から令和元年8月5日(月)まで
- 7 契約保証金 免除

上記の事項について、熊本県後期高齢者医療広域連合を甲とし、_____を乙として、次の事項により契約を締結する。

第1条 物品納入期限は、令和元年8月5日(月)までとする。

第2条 物品納入場所は、初期設定を別に業務委託予定なので、後日指定する。

第3条 乙が故意若しくは怠慢により物品を粗悪にし、又は乙が契約期限内に納入の見込がないと甲が認めたときは、甲は契約内容を解除することができる。

第4条 甲は、物品の納入を受けたときは、3日以内に検査を行う。

第5条 甲は、検査の結果、契約内容の全部又は一部が違反し、不当であると認めたときは、乙に対して他品との交換を求めることができる。

第6条 契約締結後納入完了までの間に発生した損害は、一切乙の負担とする。

第7条 乙は、第4条の検査が完了したときは、請求書を甲に提出するものとし、甲は、乙の提出する請求書が正当であると認めたときは、当該請求書を受理した日から30日以内に、契約金額を乙に支払うものとする。

第8条 物品を甲に納入した後12か月間、甲の正常な管理下において製品の不良、変質等により生じたと認められる故障又は発見された瑕疵については、甲の請求により直ちに乙の負担において、修理し、又は取替え納入するものとする。

第9条 この契約に定めのない事項については、熊本県後期高齢者医療広域連合諸規定その他法令の定めるところによるほか、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

令和元年 月 日

甲 所在地 熊本県熊本市東区健軍2丁目4番10号
名称 熊本県後期高齢者医療広域連合
代表者 広域連合長 大西 一 史

乙 所在地
商号
代表者

V 一般競争入札心得

(目的)

第1条 この心得は、熊本県後期高齢者医療広域連合が行う熊本県後期高齢者医療広域連合事務用パソコン等機器購入に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）及びこの心得並びに入札説明書等の各条項等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は入札に際し、入札担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行の妨げとなり、他の入札参加者の迷惑となるようなことを避けるほか、常に善良なる入札参加者としての態度を保持しなければならない。

3 入札参加者は、入札説明書等により契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札参加資格)

第4条 入札参加者は、令第167条の6第1項の規定による告示（以下「告示」という。）において指定した期日までに、告示又は入札説明書において指定した書類を担当部署に提出し、当該競争の参加資格の有無について確認を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 前項に規定する告示に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者

(2) 入札参加申請をしていない者

(3) 入札日において、熊本県が行う競争入札に係る入札参加資格を取り消されている者

(4) 前各号に挙げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者

(入札の方法)

第5条 入札参加者は、定められた日時までに、定められた場所へ、所定の入札書を記名・押印のうえ持参により提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行時に入札担当職員

に提出しなければならない。この場合、入札書には、委任者と代理人を併記し、代理人の記名押印をもって入札するものとする。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。

4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。

5 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。

6 入札参加者は、入札書を提出する際は、次の各号により行わなければならない。

(1) 入札書に記名押印の上、申し込まなければならない。

(2) 入札書に記載する日付は、入札日とすること。(入札書記入の日を記入しないこと。)

(3) 入札書は、封筒表に「入札件名」を、封筒裏に「氏名」(法人の場合はその商号又は名称及び代表者職氏名)を記入した封筒に封入後、裏面割印をし、提出すること。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札執行前までに入札辞退届を担当部署に提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第7条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第8条 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札に関する調査を行い、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがある。

2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開札)

第9条 開札は、入札会場において、入札書提出後、直ちに行う。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 第4条各号の一に該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時まで所定の場所へ提出されない入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 委任者名の併記されていない委任状を提示した代理人がした入札

(5) 記名押印を欠く入札

- (6) 金額の表示がない入札、金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (7) 誤字・脱字等により、意思表示の内容の不明瞭な入札
- (8) 入札に際して談合等不正行為を行ったと認められる者のした入札
- (9) 契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札
- (10) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められる入札
- (11) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (12) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (13) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札金額の記載)

第11条 落札者の決定に当たっては、見積金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(落札者の決定)

第12条 落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額とする。

- 2 前項の規定により落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札をした者がいないときは、直ちにその場所において、1回に限り再度入札に付するものとする。

(契約書の提出)

第13条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第14条 落札者が契約を締結しないときは、契約希望金額の100分の2に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(契約の解除)

第15条 落札者が契約を締結した場合において、当該落札者（以下「受託者」という。）が、独占禁止法、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条若しくは契約条項に違反する行為を行ったと認められるときは、熊本県後期高齢者医療広

域連合は契約を解除することがある。

(不正行為に係る賠償額の予定等)

第16条 受託者は、前条にいう独占禁止法若しくは刑法に違反する行為が確定したとき又は契約条項に違反する行為若しくは法令の規定に該当する行為を行ったと認められるときは、熊本県後期高齢者医療広域連合が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託代金額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。

2 受託者は、熊本県後期高齢者医療広域連合に生じた実際の損害額が前項に定める額を超えるときは、超過分を支払わなければならない。

3 前2項の規定は、その契約に係る業務内容が完了した後においても同様とする。

(異議の申立)

第17条 入札をした者は、入札後において、この心得、契約書案等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(その他)

第18条 入札に際しては、全て入札担当職員の指示に従うこと。